

美唄市社会福祉協議会ボランティアセンター設置運営規程

(名称)

第1条 このセンターは、美唄市社会福祉協議会ボランティアセンター（以下「センター」という。）と称する。

(設置、運営)

第2条 このセンターの設置、運営は社会福祉法人美唄市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行う。

(所在地)

第3条 このセンターは、社協内に置く。

(目的)

第4条 このセンターは、市民の社会連帯意識の高揚と、ボランティア活動の全市的な振興を図ることにより、社会福祉の充実発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 このセンターは、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) ボランティア活動の開発、普及
- (2) ボランティア（労力、技術）の募集及び登録受付
- (3) ボランティア活動及び払出し等に対する相談及び相互連絡調整
- (4) ボランティア活動についての情報収集、資材の整備及びその提供
- (5) ボランティア活動についての研修及び調査研究
- (6) ボランティア関係団体との連絡提携
- (7) 道及び各市町村ボランティアセンターとの連絡調整
- (8) その他目的達成に必要な事業

(運営委員会)

第6条 ボランティアセンターの運営を円滑に行うため、運営委員会を置き委員は次に掲げるものの中から会長が委嘱する。

- (1) ボランティア組織の代表
- (2) 社会福祉関係団体並びに当事者組織の代表
- (3) 社会福祉施設の代表
- (4) 関係行政機関の代表
- (5) 学識経験者

2 運営委員会は次の事項を審議する。

- (1) ボランティアセンターに関する事業計画及び予算に関すること

(2) ボランティアセンターの機能に関すること

(3) その他ボランティア活動推進に必要な事項

3 運営委員は、15名以内とし委員の任期は2年とする、但し再任は妨げない。

4 運営委員会には、委員の互選により委員長・副委員長を置く。

5 運営委員会は委員長が招集し議長となる。委員長事故ある時は副委員長が代行する。

(センター長)

第7条 このセンターにセンター長を置き、会長が委嘱をする。

(事務)

第8条 ボランティアセンターの事務は、センター長の指示に従って社協事務局において行い、経費は社会福祉協議会一般会計において措置する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和54年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年5月15日から施行する。

美唄市生活福祉資金調査委員会規程

(目的)

第1条 美唄市社会福祉協議会会長は貸付業務の適正と円滑を図るため生活福祉資金調査委員会（以下委員会という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は会長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議し、または、これらの事項に関し会長に意見を具申するものとする。

- (1) 生活福祉資金貸付に関する事項
- (2) その他会長が付議することを必要と認めたこと。

(組織)

第3条 委員会は委員若干名をもって組織し次の中から会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉協議会理事
- (2) 民生委員
- (3) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は2年とし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長をおき委員の互選とする。

- 2 委員長は会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその代理をする。

(会議)

第5条 委員会は会長が必要に応じ招集する。

- 2 委員会は委員総数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き、議決することはできない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事並びに書記)

第6条 委員会に幹事並びに書記をおくことができる。

- 2 幹事並びに書記は上司の指揮をうけ委員会の事務に従事する。

附 則

この規程は、昭和43年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

美唄市たすけあい金庫貸付規程

美唄市たすけあい金庫（以下、「金庫」という。）の貸付に関する事務は、この規程による。

（目的）

第1条 金庫は、美唄市に居住する低所得世帯に対し生活資金の貸付を行ない、福祉の増進を図ることを目的とする。

（事業主体）

第2条 この事業は、美唄市社会福祉協議会（以下「美唄市社協」という。）が行なう事業のほか、美唄市が低所得世帯に対し応急生活資金として貸付する場合にも適用し、美唄市社協並びに美唄市が共同で行なうものとする。

（運用資金の負担）

第3条 金庫の運用資金は、次により負担をおこなう。

(1) 生活保護適用中の世帯又は申請中の世帯（以下「生活保護関係世帯」という。）における貸付金については、原則美唄市が負担する。

(2) 生活保護関係世帯以外の低所得世帯に対する貸付については、年間の貸付見込みの動向を勘案し、双方協議の上負担する。

(3) 事業年度内において一時的な運用資金の不足が生じた場合は、美唄市社協が負担する。

(4) 当初予測できない貸付額の増加や社会的要因による、資金の不足が生じた場合は、双方協議して対応する。

2 美唄市が美唄市社協に対し、運用資金を負担する場合は、単年度ごとに金銭消費貸借契約により行なう。

（貸付の対象）

第4条 金庫は、次の各号に該当する場合に貸付をする。

(1) 本市に3月以上居住し、独立の生活を営む別表第2に掲げる低所得区分に該当する世帯であること。

(2) 低所得のため僅かな出費等によって生活困窮に陥るおそれのある世帯であること。

(3) 低所得世帯であるため他から資金の融資を受けることが困難な世帯であること。

2 生活保護関係世帯で応急生活資金が必要な世帯。

3 その他会長が特に必要と認める世帯。

（貸付基準）

第5条 金庫は、次の各号の基準により貸付ける。

(1) 貸付限度額は、1世帯50,000円以内とする。

(2) 貸付期間は、6月以内とする。

(3) この金庫の貸付利子は、無利子とする。

（貸付方法）

第6条 金庫の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、たすけあい金庫貸付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 貸付の可否については、福祉事務所長または民生・児童委員の意見を参考として会長が決定する。

3 貸付決定を受けた申請者は、貸付金の交付を受けるとともに、たすけあい金庫借用証書（様式第2号）を提出しなければならない。

（償還方法）

第7条 償還方法は、月賦または一時払とする。ただし、市外に転居する場合は一時払とする。

2 借受人は指定の期日までに所定の金額を償還しなければならない。

（連帯保証人）

第8条 連帯保証人は、1人とし市内に1年以上居住し独立の生計を営む者とする。

2 生活保護関係世帯で、緊急性がありかつ連帯保証人の確保に時間を要し、生計維持に支障をきたすおそれがあると判断できる場合は、連帯保証人を免除することができる。

（事務管理）

第9条 金庫の現金管理出納については、適正を期するものとする。

2 貸付に関する審査、手続などの貸付事務及び償還が滞った場合の督促等については、美唄市社協が行なう。

3 美唄市は、生活保護関係世帯に対し、滞納額の償還について指導するとともに、償還状況の把握に努める。

4 前2項のほか、貸付金の償還が滞った場合は適正な請求を行なうとともに、美唄市社協並びに美唄市は協力して債権の回収に努めるものとする。

（償還免除の補てん）

第10条 金庫より貸付をした借受人や連帯保証人の死亡、または償還が一定期間滞った場合は、貸付金及び貸付金の一部又は全部の償還を免除することができる。

2 前項の規定により償還の免除となった場合は、美唄市社協と美唄市がそれぞれ償還免除額の2分1を補てんする。

3 美唄市は、前項の補てん額について、当該免除額を決定した決算年度から起算し、翌々年度において美唄市社協へ補てんする。

4 第1項に定めるもののほか、免除に関する必要な事項は会長が別に定める。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年9月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前に行なわれた貸付等に関する手続等については、この規程に基づいて行なわれたものとみなす。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表第2 低所得世帯区分

世帯人員	年間世帯収入
1人世帯	180万円まで
2人世帯	210万円まで
3人世帯	240万円まで
以下1人当たり加算額	30万円

※年間世帯収入の求め方、世帯収入の範囲及び必要とする証明等は生活福祉資金貸付制度に準ずる

様式第1号

申請番号 第 号 美 唄 市 た す け あ い 金 庫 貸 付 申 請 書									
申 請 者	氏 名				生年月日	明 大 昭 年 月 日			
	住 所	美唄市			美唄市の住 民となった 年月	年 月			
家 況 族 状	氏 名	年 齢	続 柄	職 業 及 び 勤 務 先		月 収	備 考		
			世帯主						
申 請 内 容	金 額	金 円							
	理 由								
	資金必要期日	令和 年 月 日							
	償 還 方 法	一 時	令和 年 月 日			月 賦	毎月 円 月間		
人 保 証	住 所	美唄市			美唄市の住民となった年月		年 月		
	氏 名			生年月日	年 月 日		申請者との関係		
	職業及び勤務先			月 収	円		家族 人		
美唄市たすけあい金庫貸付規定に基づき、上記のとおり貸付を願いたく申請いたします。 令和 年 月 日 美唄市社会福祉協議会長 殿 申請者氏名 印									

- ※ 申請者と保証人は世帯主でなければなりません。
- ※ 保証人は2人以上の保証はできません。

上記貸付申請、住所の確認をいたしました。									
令和 年 月 日									
第 方面民生委員 氏 名 印									

貸付決定番号 第 号	
美 唄 市 た す け あ い 金 庫 借 用 証 書	
借 用 金 額	金 円
借 用 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
償 還 方 法	一時償還 令和 年 月 日まで 月賦償還 毎月 円 月間
<p>上記のとおり正に借用し、金員を受領しました。</p> <p>ついては、貸付規程を固く守り相違なく償還いたします。</p> <p>なお、本人が償還できない場合は、保証人が相違なく償還いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>美 唄 市 社 会 福 祉 協 議 会 長 殿</p> <p style="text-align: right;">借受人 住 所 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">保証人 住 所 氏 名 印</p>	

美唄市たすけあい金庫貸付規程施行細則

(目 的)

第1条 美唄市たすけあい金庫貸付規程(以下「規程」という)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(償還の免除)

第2条 借受人及び連帯保証人ともに死亡または7年以上の所在不明などの事由により償還を求めることが困難と判断した場合は、貸付金及び貸付利子の一部または全部の償還を免除することができる。

2 償還が10年以上滞り、かつ、借受人及び連帯保証人から償還困難の申出があった場合は、貸付金及び貸付利子の一部または全部の償還を免除することができる。

(理事会の承認)

第3条 前条により償還を免除する場合は理事会の承認を得るものとする。

附 則

この細則は平成17年2月28日から施行する。

美唄市成年後見支援センター設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人美唄市社会福祉協議会が設ける美唄市成年後見支援センター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、所轄する家庭裁判所及び関係行政機関並びに地域関係者・団体と連携し、成年後見事業、日常生活自立支援事業及び市民後見人等養成・活用事業等を実施することにより、高齢者や障がい者の権利擁護を推進して、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指すことを目的として設置する。

(事業内容)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 成年後見事業

高齢者・障がい者に対する後見人、保佐人及び補助人の業務に関すること

(2) 日常生活自立支援事業

北海道社会福祉協議会からの委託による日常生活自立支援事業に関すること

(3) 市民後見人等養成・活用事業

美唄市からの委託による市民後見人養成・活用に関すること

(4) その他、前条に定める目的を達成するための事業

2 前項の事業を実施するにあたっては、事業相互に連携を図り、包括的な支援を行うこととする。

(所在地)

第4条 センターは、美唄市西3条南3丁目6番2号美唄市総合福祉センターぽぷら内に置く。

(職員)

第5条 センターに、所長、次長、支援専門員を置く

2 所長は、センターの業務を総括し、所属職員を指揮監督する。

(服務)

第6条 職員は本会の職員就業規程を遵守するとともに、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 職員はそれぞれの職種に応じて業務に従事するとともに、相互に協力し、センターの効率的な運営に努めなければならない。

(センターの開業時間)

第7条 センターの開設日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び年末年始（12月31日から1月5日まで）を除く。

2 センターの開業時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。

(会議等の設置)

第8条 事業の実施にあたり、事業運営の適確性と専門性を確保するために次の会議等を設置し、運営については会長が別に定める。

(1) 運営委員会

(2) 審査委員会

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

美唄市社会福祉協議会地域福祉活動等用具貸出要項

(目的)

第1条 この要項は、市民並びに住民自治組織等(以下「地域団体等」という)に貸出する地域福祉活動等用具(以下「用具」という。)の貸出に関し必要な事項を定め、地域福祉活動の促進を図ることを目的とする。

(貸出しの範囲)

第2条 貸出を受けることができる地域団体等は、次のとおりとする。(使用場所は美唄市内に限る。)

- (1) 冠婚葬祭等のために第3条に掲げる用具を必要とする市民
- (2) 本市に居住する者で組織されている団体、サークル等
- (3) 本会の特別会員団体等(民間事業所を含む)
- (4) 市、道等の行政関係機関(学校等を含む)
- (5) 前2号に掲げるもののほか、特に会長が認める団体等

(貸出用具等)

第3条 貸出しする用具及び数量は、次のとおりとする。

- (1) 行事用テント 6張
- (2) パイプイス 120脚
- (3) 折りたたみ式ベンチ(2~3人掛け) 13脚
- (4) 折りたたみ机 10台
- (5) 車いす 10台
- (6) 餅つき機 3式
- (7) かき氷機 1台
- (8) 舞台 8台
- (9) 高齢者疑似体験セット 10台

(使用申請及び許可)

第4条 貸出を希望する地域団体等は、地域福祉活動等用具貸出許可申請書(別記様式)により、用具貸出を受けようとする日の5日前までに会長に貸出の申請を行い、その許可を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請の内容を審査し、申請順に貸出を許可するものとする。

(使用料)

第5条 使用料は、別に定めるものとする。また、使用中に発生した事故については、貸出を受けた地域団体等(以下「使用団体等」という)の責任において処理するものとする。

(使用期間)

第 6 条 使用期間は、5 日間以内とする。ただし、会長が特に認めた場合は、延長することができる。

(用具の破損又は汚損)

第 7 条 使用団体等は、使用中の事故及び用具を破損し、又は汚損したときは、遅滞なくその事実及び事由について会長に報告しなければならない。

2 会長は、用具の破損及び汚損が使用団体等の責めに帰すべきものと認めるときは、使用団体等に補てん、修理又は汚損の除去をさせなければならない。

3 会長は、使用団体等が補てん、修理又は汚損の除去の義務を履行しないときは、使用団体等から弁償金を徴収することができる。

4 前項の弁償金の額は、会長が決定する。

(用具等の返却)

第 8 条 使用団体等が用具等を返却する場合は、清掃等を行い、貸出時と同様の形態で返却しなければならない。

(その他)

第 9 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

2 昭和 54 年 9 月 1 日施行の「美唄市社会福祉協議会キャンプ用テント貸出要項」は廃止する。

附 則

この要項は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

使用料金表（第 5 条関係）

本要項貸出しに係る使用料金は以下のとおりとする

行事用テント	5 0 0 円 / 張	ただし、貸出し年度の社協会費 納入済の地域団体等については 無料とする
その他物品(第 3 条)	無料	

別記様式（第4条関係）

地域福祉活動等用具貸出許可申請書

申請日 平成 年 月 日

美唄市社会福祉協議会
会長 黒宮 健治 様

地域福祉活動等用具の貸出を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者 (又は窓口へ 来られた方)	団体名	_____
	住所	_____
	代表者氏名	_____
	TEL	_____
【団体】	使用目的	_____
	使用予定人数	_____ 人
	使用場所	_____
	当日 使用責任者	氏名 _____ 住所 _____ TEL _____
	使用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
	返却日・時間	平成 年 月 日 AM・PM (:)
【個人】	使用目的	_____
	使用者	氏名 _____ 住所 _____ TEL _____
	使用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
	返却日・時間	平成 年 月 日 AM・PM (:)

	用具名	貸出数量	希望数量
貸出希望用具	<input type="checkbox"/> 行事用テント	6張	
	<input type="checkbox"/> パイプ椅子	120脚	
	<input type="checkbox"/> 折りたたみベンチ	13脚	
	<input type="checkbox"/> 折りたたみ机	10台	
	<input type="checkbox"/> 車椅子	10台	
	<input type="checkbox"/> 餅つき機	3台	
	<input type="checkbox"/> かき氷機	1台	
	<input type="checkbox"/> 舞台	8台	
	<input type="checkbox"/> 高齢者模擬体験セット	10台	
使用料金	(単価) 円×(数量)		円

上記地域福祉活動等用具の貸出について、本会要項を遵守することを条件に許可します。

決
裁

地域福祉活動等用具貸出許可申請書

申請日 平成 年 月 日

美唄市社会福祉協議会
会長 黒宮 健治 様

地域福祉活動等用具の貸出を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者 (又は窓口へ 来られた方)	団体名	_____
	住所	_____
	代表者氏名	_____
	TEL	_____
【団体】	使用目的	_____
	使用予定人数	_____ 人
	使用場所	_____
	当日 使用責任者	氏名 _____ 住所 _____ TEL _____
	使用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
	返却日・時間	平成 年 月 日 AM・PM (:)
【個人】	使用目的	_____
	使用者	氏名 _____ 住所 _____ TEL _____
	使用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
	返却日・時間	平成 年 月 日 AM・PM (:)

	用具名	貸出数量	希望数量
貸出希望用具	<input type="checkbox"/> 行事用テント	6張	
	<input type="checkbox"/> パイプ椅子	120脚	
	<input type="checkbox"/> 折りたたみベンチ	13脚	
	<input type="checkbox"/> 折りたたみ机	10台	
	<input type="checkbox"/> 車椅子	10台	
	<input type="checkbox"/> 餅つき機	3台	
	<input type="checkbox"/> かき氷機	1台	
	<input type="checkbox"/> 舞台	8台	
	<input type="checkbox"/> 高齢者模擬体験セット	10台	
使用料金	(単価)	円×(数量)	円

上記地域福祉活動等用具の貸出について、本会要項を遵守することを条件に許可します。